

改正理由

大学院課を学務課に統合することに伴い、所要の改正を行うものである。

定型的な改正のため、学長決裁により処理する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年11月1日

東京学芸大学長  
鷺山恭彦

平成17年規程第33号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程等の一部を改正する規程等

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程（平成8年規程第11号）
- (2) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大研究科委員会規程（平成8年規程第8号）
- (3) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科構成大学委員会規程（平成9年規程第10号）
- (4) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程（平成8年規程第12号）
- (5) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科論文集発行規程（平成9年規程第16号）
- (6) 東京学芸大学現職教員研修支援センター規程（平成12年規程第5号）
- (7) 東京学芸大学教務委員会規程（平成11年規程第4号）
- (8) 東京学芸大学学生委員会規程（平成11年規程第5号）
- (9) 東京学芸大学就職委員会規程（昭和56年規程第6号）
- (10) 東京学芸大学地域連携推進委員会規程（平成16年規程第8号）
- (11) 国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年規程第7号）

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程の一部改正について

改正理由：大学院課を学務課に統合することに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="248 344 338 373">〔省略〕</p> <p data-bbox="170 419 259 448">(庶務)</p> <p data-bbox="136 453 1066 520">第12条 委員会の庶務は，東京学芸大学総務部総務課の協力を得て，東京学芸大学学務部<u>学務課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="248 563 338 592">〔省略〕</p> <p data-bbox="210 635 293 663"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="161 671 689 703"><u>この規程は，平成17年11月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1227 344 1317 373">〔省略〕</p> <p data-bbox="1149 419 1238 448">(庶務)</p> <p data-bbox="1115 453 2045 520">第12条 委員会の庶務は，東京学芸大学総務部総務課の協力を得て，東京学芸大学学務部<u>大学院課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="1227 563 1317 592">〔省略〕</p>

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大研究科委員会規程の一部改正について

改正理由：大学院課を学務課に統合することに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="248 344 338 373">〔省略〕</p> <p data-bbox="170 419 259 448">(雑則)</p> <p data-bbox="136 453 1066 520">第7条 この規程に定めるもののほか，拡大研究科委員会の議事運営に関し必要な事項は，拡大研究科委員会が定める。</p> <p data-bbox="136 528 1066 595">2 拡大研究科委員会の庶務は，東京学芸大学総務部総務課の協力を得て，東京学芸大学学務部<u>学務課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="248 639 338 668">〔省略〕</p> <p data-bbox="210 715 293 743"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="159 751 689 780"><u>この規程は，平成17年11月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1227 344 1317 373">〔省略〕</p> <p data-bbox="1149 419 1238 448">(雑則)</p> <p data-bbox="1115 453 2045 520">第7条 この規程に定めるもののほか，拡大研究科委員会の議事運営に関し必要な事項は，拡大研究科委員会が定める。</p> <p data-bbox="1115 528 2045 595">2 拡大研究科委員会の庶務は，東京学芸大学総務部総務課の協力を得て，東京学芸大学学務部<u>大学院課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="1227 639 1317 668">〔省略〕</p>

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科構成大学委員会規程の一部改正について

改正理由：大学院課を学務課に統合することに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="248 344 338 373">〔省略〕</p> <p data-bbox="170 416 259 445">(庶務)</p> <p data-bbox="136 453 1066 520">第4条 委員会の庶務は，東京学芸大学総務部総務課の協力を得て，東京学芸大学学務部<u>学務課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="248 563 338 592">〔省略〕</p> <p data-bbox="210 635 293 663"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="161 671 689 702"><u>この規程は，平成17年11月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1227 344 1317 373">〔省略〕</p> <p data-bbox="1149 416 1238 445">(庶務)</p> <p data-bbox="1115 453 2045 520">第4条 委員会の庶務は，東京学芸大学総務部総務課の協力を得て，東京学芸大学学務部<u>大学院課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="1227 563 1317 592">〔省略〕</p>

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程の一部改正について

改正理由：大学院課を学務課に統合することに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="248 344 338 373">〔省略〕</p> <p data-bbox="170 419 259 448">（庶務）</p> <p data-bbox="136 453 1072 481">第8条 委員会の庶務は，総務部総務課の協力を得て，学務部<u>学務課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="248 563 338 592">〔省略〕</p> <p data-bbox="210 636 293 665"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="161 671 689 700"><u>この規程は，平成17年11月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1227 344 1317 373">〔省略〕</p> <p data-bbox="1149 419 1238 448">（庶務）</p> <p data-bbox="1115 453 2069 517">第8条 委員会の庶務は，総務部総務課の協力を得て，学務部<u>大学院課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="1227 563 1317 592">〔省略〕</p>

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科論文集発行規程の一部改正について

改正理由：大学院課を学務課に統合することに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="248 344 338 373">〔省略〕</p> <p data-bbox="170 419 259 448">(庶務)</p> <p data-bbox="136 453 896 481">第11条 編集委員会の庶務は，学務部<u>学務課</u>において処理する。</p> <p data-bbox="248 528 338 557">〔省略〕</p> <p data-bbox="210 603 293 632"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="163 636 689 665"><u>この規程は，平成17年11月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1227 344 1317 373">〔省略〕</p> <p data-bbox="1149 419 1238 448">(庶務)</p> <p data-bbox="1115 453 1897 481">第11条 編集委員会の庶務は，学務部<u>大学院課</u>において処理する。</p> <p data-bbox="1227 528 1317 557">〔省略〕</p>

東京学芸大学現職教員研修支援センター規程の一部改正について

改正理由：大学院課を学務課に統合することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="248 331 338 363">〔省略〕</p> <p data-bbox="170 408 259 440">（事務）</p> <p data-bbox="136 443 1066 512">第13条 センターに関する事務は、学務部入試課の協力を得て、学務部<u>学務課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="248 555 338 587">〔省略〕</p> <p data-bbox="210 628 293 660"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="161 663 687 695"><u>この規程は、平成17年11月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1227 331 1317 363">〔省略〕</p> <p data-bbox="1149 408 1238 440">（事務）</p> <p data-bbox="1115 443 2045 512">第13条 センターに関する事務は、学務部入試課の協力を得て、学務部<u>大学院課</u>が処理する。</p> <p data-bbox="1227 555 1317 587">〔省略〕</p>



東京学芸大学教務委員会規程の一部改正について

改正理由：大学院課を学務課に統合することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名</p> <p>(2) 学務課長</p> <p>(3) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</p> <p>2 前項第1号及び第3号の委員は、大学院担当教員に限るものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 前条第1項第1号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成17年11月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名</p> <p>(2) 学務課長</p> <p><u>(3) 大学院課長</u></p> <p><u>(4) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</u></p> <p>2 前項第1号及び第4号の委員は、大学院担当教員に限るものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 前条第1項第1号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学学生委員会規程の一部改正について

改正理由：大学院課を学務課に統合することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名</p> <p>(2) 学生サービス課長</p> <p>(3) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</p> <p>2 前項第1号及び<u>第3号</u>の委員は、大学院教育学研究科担当教員に限るものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 前条第1項第1号及び<u>第3号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成17年11月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名</p> <p>(2) 学生サービス課長</p> <p><u>(3) 大学院課長</u></p> <p><u>(4) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</u></p> <p>2 前項第1号及び<u>第4号</u>の委員は、大学院教育学研究科担当教員に限るものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 前条第1項第1号及び<u>第4号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学就職委員会規程の一部改正について

改正理由：大学院課を学務課に統合することに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名</p> <p>(2) 学生サービス課長</p> <p><u>(3) 学長が委嘱する者 若干名</u></p> <p>(任期)</p> <p>第3条 前条第1号及び<u>第3号</u>の委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は，平成17年11月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名</p> <p>(2) 学生サービス課長</p> <p><u>(3) 大学院課長</u></p> <p><u>(4) 学長が委嘱する者 若干名</u></p> <p>(任期)</p> <p>第3条 前条第1号及び<u>第4号</u>の委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学地域連携推進委員会規程の一部改正について

改正理由：大学院課を学務課に統合することに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長（教育等担当）</p> <p>(2) 学系長</p> <p>(3) 教育実践研究支援センター長</p> <p>(4) 現職教員研修支援センター長</p> <p>(5) 研究協力主幹</p> <p>(6) <u>学務課長</u></p> <p>(7) <u>学生サービス課長</u></p> <p>(8) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は，平成17年11月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長（教育等担当）</p> <p>(2) 学系長</p> <p>(3) 教育実践研究支援センター長</p> <p>(4) 現職教員研修支援センター長</p> <p>(5) 研究協力主幹</p> <p>(6) <u>学生サービス課長</u></p> <p>(7) <u>大学院課長</u></p> <p>(8) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

改正理由：大学院課を学務課に統合することに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																								
<p>〔省略〕</p> <p>別表（第5条第1項関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="136 448 631 486">部 局 等</th> <th data-bbox="631 448 1061 486">保 護 担 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 486 631 525">〔省略〕</td> <td data-bbox="631 486 1061 525"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 525 631 563">大学院連合学校教育学研究科</td> <td data-bbox="631 525 1061 563"><u>学務課長</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 563 631 601">〔省略〕</td> <td data-bbox="631 563 1061 601"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 601 631 639">現職教員研修支援センター</td> <td data-bbox="631 601 1061 639"><u>学務課長</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 639 631 671">〔省略〕</td> <td data-bbox="631 639 1061 671"></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 等	保 護 担 当 者	〔省略〕		大学院連合学校教育学研究科	<u>学務課長</u>	〔省略〕		現職教員研修支援センター	<u>学務課長</u>	〔省略〕		<p>〔省略〕</p> <p>別表（第5条第1項関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1113 448 1610 486">部 局 等</th> <th data-bbox="1610 448 2040 486">保 護 担 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1113 486 1610 525">〔省略〕</td> <td data-bbox="1610 486 2040 525"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 525 1610 563">大学院連合学校教育学研究科</td> <td data-bbox="1610 525 2040 563"><u>大学院課長</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 563 1610 601">〔省略〕</td> <td data-bbox="1610 563 2040 601"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 601 1610 639">現職教員研修支援センター</td> <td data-bbox="1610 601 2040 639"><u>大学院課長</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 639 1610 671">〔省略〕</td> <td data-bbox="1610 639 2040 671"></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 等	保 護 担 当 者	〔省略〕		大学院連合学校教育学研究科	<u>大学院課長</u>	〔省略〕		現職教員研修支援センター	<u>大学院課長</u>	〔省略〕	
部 局 等	保 護 担 当 者																								
〔省略〕																									
大学院連合学校教育学研究科	<u>学務課長</u>																								
〔省略〕																									
現職教員研修支援センター	<u>学務課長</u>																								
〔省略〕																									
部 局 等	保 護 担 当 者																								
〔省略〕																									
大学院連合学校教育学研究科	<u>大学院課長</u>																								
〔省略〕																									
現職教員研修支援センター	<u>大学院課長</u>																								
〔省略〕																									
<p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は，平成17年11月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p>																								